

【台湾】自殺防止法の制定

主幹 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2019年5月31日、自殺防止対策の基本原則、対策実施の枠組み、連携協力体制の整備等について定める自殺防止法が制定され、自殺防止対策の推進に係る法的基盤が強化された。

1 背景と経緯

2018年の台湾の自殺者数は3,865人、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は16.4、自殺の死因順位は第11位であった。2017年と比べると、自殺者数は6人減少した（自殺死亡率は同率）が、年齢別で見ると、10～24歳の若年層で自殺者が急増している。また、自殺死亡率は、ここ数年、15.1（2014年）、15.7（2015年）、16.0（2016年）、16.4（2017年）と上昇傾向にある¹。

台湾では、1990年代以降、自殺死亡率が上昇し、自殺は1999年から10年連続で死因順位の第9位であった。自殺死亡率は、特に2000年代前半に急上昇し、2006年には過去最高の19.3に達している。そのような状況の中で、台湾政府は2005年9月、全国自殺防止センターを設置し、また、全国自殺防止戦略を策定して、民間団体との協力の下に自殺防止対策を強化してきた。それ以降、自殺死亡率は漸減し、対策強化の効果が上がったものと見られていた。しかし、ここに来て再び、自殺者の増加が憂慮される状況となっている。

自殺防止対策の現状については、対策強化に伴い予算も拡大してきたが、関連の法整備がまだ進んでおらず、関係機関間の連携体制の改善・強化も急務であると指摘されている。また、マスメディアの過度な自殺関連報道や自殺をめぐる様々なソーシャルメディア情報が自殺を誘発しているとして、規制の法制化を求める声も高まっていた²。

2019年5月31日に立法院で可決、成立した自殺防止法³は、国の自殺防止対策の基本原則や実施体制の大枠を定める法律である。同法は、全19か条から成り、同年6月19日に公布・施行された。

2 法律の主な内容

(1) 立法目的と基本原則

自殺防止対策を強化し、人民の生命の安全を重んじ、生命の価値を尊重する社会を築くことを目的とする（第1条）。自殺防止対策は、個人、家庭及び社会的影響の3要素に基づき、生理、心理、社会、経済、文化、教育、労働等の各方面において、全ての社会的資源を投入して実施しなければならない（第3条）。

(2) 主管機関と実施体制

自殺防止対策は、中央政府においては衛生福祉省、地方においては直轄市、県、市の各政府

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年7月11日である。

¹ 「107年國人死因統計結果」衛生福利部 <<https://www.mohw.gov.tw/cp-16-48057-1.html>>

² 「自殺防治法草案總說明」『立法院公報』108卷60期 院會紀錄 pp.251-301; 「年輕人鬱卒啦 衝動型自殺爆增」『中國時報』2019.6.22, p.1 を参照。

³ 「自殺防治法」『總統府公報』7431號 <<https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7431:17-21>>

が主管する（第2条）。

衛生福祉省は、省庁横断の自殺防止諮問会議を設置し、各省庁の自殺防止対策の促進、支援、協力及び統合を図らなければならない（第4条）。また、同省は、全国自殺防止要綱を策定し、行政院の承認を得て実施しなければならない（第9条）。

直轄市・県・市政府は、自殺防止対策の実施協力、相談、指導、評価及び促進のため、関係組織横断型の自殺防止会議を設置しなければならない（第5条）。

各機関、学校、法人、団体等は、衛生福祉省及び直轄市・県・市政府が推進する自殺防止対策に合わせ、自殺防止教育及びカウンセリングサービス情報の提供を行わなければならない。その費用について、衛生福祉省及び直轄市・県・市政府から補助を受けることができる（第6条）。

各級政府は、自殺防止対策予算を毎年計上し、衛生福祉省は、自殺防止対策で優れた成果を上げた直轄市・県・市政府を表彰しなければならない（第7条）。

(3) 自殺防止対策の専門要員

直轄市・県・市政府は、自殺防止対策の要員を配置し、かつ、その専門能力を向上させなければならない。当該要員の資格、研修等に係る規則は、衛生福祉省が別に定め、その配置、研修等の費用については、必要に応じて同省が補助しなければならない（第8条）。

(4) 国家自殺防止センターの設置

衛生福祉省は、法人又は団体に委託して国家自殺防止センターを設置することができる。同センターの実施事項は、①自殺防止に係る現況調査、②自殺実態の分析及び自殺防止計画の提案、③自殺防止対策実績の年度報告、④直轄市・県・市政府に対する地域特性に応じた自殺防止対策の指導、⑤自殺防止の見守り人（ゲートキーパー）の教育訓練、⑥自殺防止のための通報・訪問制度の整備、⑦医療機関における患者の自殺防止対策、⑧マスメディア及びインターネット事業者における報道規制等の取組の促進、⑨その他自殺防止関連事項である（第9条）。

(5) 自殺防止通報システム等

衛生福祉省は、無料の24時間自殺防止緊急相談電話を設置又は運営委託しなければならない（第10条）。また、同省は、医療、社会福祉、介護、学校、警察、消防及び更生の分野の関係者、末端行政組織の長等が利用可能な自殺防止通報システムを構築しなければならない（第11条）。

(6) 個人情報の保護

各機関、学校、法人、団体等及びその職員は、この法律に関連する業務を遂行するとき、自殺行為を行った者及びその家族・友人の個人情報を保護しなければならない。正当な理由なく当該個人情報を漏洩した者は、直轄市・県・市政府が6千台湾ドル⁴以上6万台湾ドル以下の過料に処する（第15条）。

(7) メディア規制

広告、出版物、放送、インターネットその他のメディアは、①自殺方法の教示又は自殺の教唆等、②自殺事件における自殺方法や原因の詳細な描写、③自殺への誘導を行う文字・音声・写真・映像、④毒物その他の致命的な自殺手段の販売情報、⑤その他自殺を助長するものと衛生福祉省が認定したものを報道又は掲載してはならない（第16条）。これに違反した者は、10万台湾ドル以上100万台湾ドル以下の過料に処する（第17条）。

⁴ 1台湾ドルは約3.5円（令和元年7月分報告省令レート）。